

## 平成 21 年度 「経済法 2」(平成 22 年 1 月 22 日実施)

一、以下の文の中の( )を適当な語句で埋めなさい。

1. 既存の航空会社が 2 社寡占状態にあり、それらの間での料金競争がない場合、新規参入者に対抗するために、新規参入者の運航する便の前後の便についてのみ、新規参入者と同額の料金に設定することは、「不当な( )」に当たる。

2. ( )とは、販売員を上から段階を作ってピラミッド状に組織し、下位の販売員の商品売上や紹介料など多様な名目の利益を上位の販売員が順次吸い上げる方式である。これに対し、( )は、商品の売買を伴わず、上記のピラミッド組織の各地位に応じて、上記の利益を下位の会員から上位の販売員が順次吸い上げる方式である。

3. 日本マイクロソフト社が、パソコン・メーカーに対し、シェア 1 位の表計算ソフトであるエクセルをプリ・インストールする場合には、ワープロソフトのワードも同時にプリ・インストールしなければならないと強制した行為は、ワープロソフト市場における競争を( )するので公正競争阻害性があるし、同時に、上記抱き合わせを強制するという点で、競争方法それ自体が不公正であり、さらに、メーカーの自由な選択を侵害したという点で、自由な競争( )の侵害でもある。(配点、25 点)

二、以下の事実について、設問に答えなさい。

Y(日本遊戯銃協同組合)は、エアソフトガンとそれに利用する弾丸の製造業者の大多数を組合員とし、製品の安全等を目的として自主基準を定めていた。Xは同組合に加入していないアウトサイダーであり、前記の自主基準を上回る威力を持つエアソフトガンと弾丸を製造・販売し、売り上げを伸ばした。Xの製造・販売したエアソフトガン・弾丸は、武器等製造法における「銃砲」、「銃砲弾」、銃砲刀剣類所持等取締法における「銃砲」には当たらない、合法的なものだった。Yは、販売業者の団体に対し、Xの製品を販売した販売業者にはYに所属する組合員(製造業者)の製品の出荷を停止すると警告し、相当数の販売業者がこれに従ってXの製品の販売を中止した。Xは、Yに対し独禁法違反を理由として民法709条に基づく損害賠償請求訴訟を提起した。

[ 設問 ]

1. Xは、Yの行為が独禁法のどの規定に違反すると主張したか。複数の規定に該当する場合は、それらをすべて挙げなさい。(ヒント:Yは事業者ではなく、事業者団体であるが、組合員の共同行為と見ることもできるケースである)

2. Yは、安全のための自主基準であるから、それに違反するXのエアソフトガン・弾丸を排除するのは当然であり、違法ではないと抗弁した。これに対し、Xは、同社の製品は武器等製造法等の規定に違反していない、法律以外の基準を定めたYの自主基準は独占禁止法違反である、と主張した。どちらの主張が妥当であろうか?自主基準の目的、その具体的な合理性、その遵守状況、実効性を確保するための具体的手段などの諸点から論じなさい。

(配点、75 点)

## <採点のポイント>

試験の際に貸与した六法は平成 21 年度版であり、講義で使った平成 21 年独禁法改正が入っていません。そこで、平成 21 年度版の条文でも、また平成 22 年から施行される改正法でも、どちらで解答してもいいということにしました。この点は、私のミスでお詫びいたします。

一.

差別対価（やや問題であるが、廉売、不当な取引制限でも可とします）、マルチ商法（特定商取引法では「連鎖販売取引」と呼ぶ）、ネズミ講（無限連鎖講）、減殺、基盤

二.

1. 独禁法 3 条前段（2 条 6 項を入れてもよい）、8 条 1 号または 5 号（貸与した六法では 8 条 1 項 1 号というように、1 項が入る）、19 条（一般指定 1 項。貸与した六法では 2 条 9 項 1 号）---- 15 点

Y（日本遊戯銃協同組合）は、自分で事業を行っているわけではなく、「事業者」ではない（「事業者団体」である）。したがって、法 8 条は適用になるが、19 条は適用はない。しかし、多くの答案が 19 条を挙げており、授業でも「経済法 2」ではこの点につき詳しく説明しなかったため、これも正解とした。

また、本件行為がこれらの複数の法条に同時に該当するというわけではないが、本問では単に並べればよいとした。

2. 両者の意見は、ともに一面的であり妥当ではない。

石油カルテル刑事事件・最判昭和 59・2・24 を受けて、独禁法の究極の目的（同法一条参照）に実質的に反しないと認められる例外的な場合は違法ではない、ということを前提に、以下の解釈となる。10 点

上記の各規定に定められている要件を満たす場合でも、安全のための自主基準であり、その具体的な合理性、その遵守状況、実効性を確保するための具体的手段からみて、上記の究極目的に反しない場合は、当該行為には違法性はないと解される。

逆に、これら目的、具体的な合理性、遵守状況、実効性確保手段のいかんによっては、違法となる。

a. 具体的な合理性---- 威力の基準が妥当か否かを検討する必要がある。10 点

b. 遵守状況----- 誰も守っていないような、あるいは違反商品がしばしば販売されているなら、その規範としての実効性には疑いがあり、それに基づいて X の商品販売を妨害することは不当となる。10 点

c. 実効性を確保するための具体的手段----- 違反商品を扱わないようにと呼びかける

程度ならいいとして、間接ボイコットを強制することは「やり過ぎ」。10点

文章構成、論理的な筋書き、その他を総合勘案----- 20点

上記のように、場合を分けて議論すべきで、答案の中にも少数ながら、場合分けをして論じるものがあった。

その他として、例えば、本件行為は安全性ではなく、アウトサイダーを不当に排除するのが目的である、私人間の自主基準ではなく法律で規制すべきである（逆も可。法律以外に自主基準で規制することも必ずしも違法ではない）など。